



◆国保税の税率を改定しました

算定方式変更に伴い、国保税率を次のとおり改定しました。平成30年度の納税通知書は7月中旬に発送する予定です。

()内は平成29年度以前の基準です

区 分	税率の基礎	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳のみ)
平 等 割	一世帯につき	30,000円 (27,000円)	9,400円 (8,000円)	7,200円 (6,400円)
均 等 割	加入者一人につき	26,300円 (25,000円)	8,100円 (7,000円)	9,100円 (8,500円)
所 得 割	課税標準額	8.3% (7.8%)	2.6% (2.4%)	2.3% (2.2%)
資 産 割	固定資産税額	— (28.0%)	— (9.5%)	— (6.9%)
賦課限度額		580,000円 (540,000円)	190,000円 (190,000円)	160,000円 (160,000円)

医療分：保険給付費、保険事業費等に要する費用

後期高齢者支援金分：後期高齢者医療制度を支援する費用

介護納付金分：介護保険制度に納付する費用（40歳以上65歳未満の方に負担していただきます）

賦課限度額：1世帯の税額の上限

課税標準額：前年中の所得－33万円（基礎控除額）



◆非自発的失業者に係る保険税の軽減

倒産や解雇などで職を失った方が、在職時と同程度の保険税負担で医療保険に加入することができるよう、保険税の負担を軽減する制度です。離職の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30とみなして所得割、軽減判定基準額を計算します。

この軽減の対象となる方は、[市民課国保係](#)へ申請してください。

■問い合わせ

国民健康保険税について

税務課市民税係 ☎880-6554

国民健康保険の資格・保険給付・非自発的失業者に係る保険税の軽減について

市民課国保係 ☎880-6555

～平成30年度の国保税～



◆国保税の算定方式が変わります

平成30年度から国保税の算定方式を、4方式(均等割・平等割・所得割・資産割) から3方式(均等割・平等割・所得割) に変更します。

平成29年度まで

$$\text{4方式 国保税} = \text{均等割} + \text{平等割} + \text{所得割} + \text{資産割}$$

平成30年度から

$$\text{3方式 国保税} = \text{均等割} + \text{平等割} + \text{所得割}$$

均等割：加入者1人に対して定額

平等割：1世帯あたり定額

所得割：被保険者の前年の所得に応じて算出

資産割：被保険者所有の今年度の固定資産税額を基に算出

3方式に変更した理由

- ・高知県は3方式を標準にしている。
- ・居住用資産等のように収益性の無い固定資産にも課税される。
- ・近年は、固定資産を所有することが、必ずしも保険税の負担能力を表していない。
- ・課税対象が、居住している市町村の固定資産に限られるため、公平性に欠ける。
- ・他の医療保険制度には、資産割がない。



◆所得が低い世帯の国保税の軽減

世帯の被保険者全員(擬制世帯主※含む)の所得合計が軽減判定基準額以下であれば、国保税のうち均等割額と平等割額に軽減率を乗じた金額が減額されます。

所得が低い世帯の国保税の軽減措置の拡充が図られ、次のとおり軽減判定基準額が決定しました。

なお、申請の手続きは必要ありませんが、軽減は申告された前年の所得に基づき措置が講じられますので、未申告の被保険者(擬制世帯主を含む)がいる世帯については、軽減されません。

※擬制世帯主：世帯主本人は国保の被保険者ではないが、世帯員が国保の被保険者のため、国保の各種届出や国保税の納付義務を負っている世帯主のことです。

軽減判定基準額

軽減率	7割	5割	2割
平成29年度	33万円以下	33万円+(27万円×被保険者数) 以下	33万円+(49万円×被保険者数) 以下
平成30年度	33万円以下	33万円+(27.5万円×被保険者数) 以下	33万円+(50万円×被保険者数) 以下

被保険者数：擬制世帯主は含みません。同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方は含みます。